

病気や障がいのあるお子さんのために

各種手帳

問

保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

手帳を取得することによって、各種の支援を受けやすくするための制度です。障害者総合支援法におけるサービスのほか、市町村民税や所得税における障害者控除を受けることができます。

また、障がいの程度により、電車やバスなどの交通機関を割引で利用することができます。

◇身体障害者手帳

身体に障がいがあると認められると、県から手帳が交付されます。

◇療育手帳

児童相談所において知的障がいや発達の遅れがあると判定されると、県から手帳が交付されます。

◇精神障害者保健福祉手帳

精神疾患により、日常生活や、社会生活が長期にわたり制約される場合、県から手帳が交付されます。

特別児童扶養手当

問

保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

20歳未満で、精神または身体に障がいを有するお子さんを育てている家庭に支給されるものです。

※所得制限があります。

障害児福祉手当

問

保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

在宅の20歳未満の方で、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護を要する方に支給されるものです。

※所得制限があります。

障がいの程度や種類によって、放課後等デイサービスや児童発達支援、保育所訪問など、必要なサービスを選び、事業所と契約し利用するものです。

また、補装具の交付や修理、借受、日常生活用具の給付を受けられます。

希望される方は下記相談支援事業所または保健福祉センターへご相談下さい。

※1 事前の申請が必要になります。

※2 世帯等の収入状況によって一定金額で利用することが可能です。

◇障がい児相談支援【子ども】

様々な相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援を行う等必要な援助を行います。

事業所	住 所	電話番号
金ケ崎町障がい者基幹相談支援センター (金ケ崎町社会福祉協議会)	西根南羽沢43番地	44-6060
相談支援事業所サポートにじ	六原町の内表道下31番地2	43-2787

◇放課後等デイサービス

小学生以上(18歳未満)で障がいなどのあるお子さんをお預かりし、遊び・音楽・運動などの経験を集団あるいは個別で行い、お子さんの発達支援や自立支援、社会参加などを目的し、サービスの提供を行います。

◇児童発達支援

未就学児で障がいなどのあるお子さんをお預かりし、日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

◇保育所訪問

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がいのあるお子さんに、他のお子さんとの集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

○利用料について

利用者が支払う毎月のサービス利用料の負担上限月額、その人の属する世帯の課税状況により算定され、次のとおりとなります。

【課税状況別の月ごとの負担上限】

世帯の課税状況	自己負担の上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 障がい児：所得割28万円未満	《通所施設利用者》4,600円 《入所施設利用者》9,300円
上記以外	37,200円

【課税状況を判断する世帯の範囲】

利用者は「18歳未満」：「保護者の属する世帯全員」の課税状況を見ます。

※施設に入所する18～19歳の利用者は「18歳未満」として扱います。

※満3歳になって初めての4月1日から3年間（就学前まで）は利用料無償の対象です。

※利用料以外の諸経費については、別途自己負担となります。

自立支援医療

問

保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

◇育成医療

身体の機能に障がいを残す疾患を有する18歳未満の方の医療費を国と県が助成します。一部自己負担があります。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

◇精神医療

精神疾患で継続的に通院治療が必要な場合に医療費について助成をするものです。原則、自己負担は1割です。対象となる疾病は統合失調症、てんかんなど、医師が認める疾病となります。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

◇更生医療

身体に障がいのある方の日常生活能力を向上・回復するために、手術や治療を受ける際の医療費について給付するものです。原則、自己負担は1割です。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

重度心身障がい者医療費助成

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111

重度心身障がい者の方の医療費を助成しています。

★詳しくは21ページをご覧ください。